第七条第一号に掲げる物件						第七条第二号に掲げる工作物		第七条第三号に掲げる施設		第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料		第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設		第七条第八号に掲げる施設		
旗ざお		幕（第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		アーチ										トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
祭礼、縁日その他の催しにつき、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しにつき、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの											
一つき一日	一本につき一月	一平方メートルにつき一日	一平方メートルにつき一月	一基につき一月		一平方メートルにつき一年		一平方メートルにつき一月		一平方メートルにつき一月		一平方メートルにつき一月				
一九〇	一、九〇〇	一九〇	一、九〇〇	一九、〇〇〇		三、四〇〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	一、九〇〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	一、九〇〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	二四〇	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	
三六	三六〇	三六	三六〇	三、六〇〇		一、一〇〇		三六〇		三六〇		二一〇	Aに〇・〇一四を乗じて得た額			
一九	一九〇	一九	一九〇	一、九〇〇		七七〇		一九〇		一九〇		一九〇	Aに〇・〇一六を乗じて得た額			
一一	一一〇	一一	一一〇	一、一〇〇		六四〇		一一〇		一一〇		一一〇	Aに〇・〇一七を乗じて得た額			
八	七六〇	八	七六〇	七六〇		五六〇		七六〇		七六〇		五五〇	Aに〇・〇二を乗じて得た額			

別表の備考第二号イからハまでを次のように改める。

イ　第一級地　その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。

ロ　第二級地　その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

第七条第九号に掲げる施設		第七条第十号に掲げる自動車駐車場		第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物			第七条第十二号に掲げる器具	第七条第十三号に掲げる施設		
建築物	その他のもの	建築物	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの
年ごとに一平方メートルにつき占用面積を乗じて得た額										
Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二八を乗じて得た額
	Aに〇・〇一四を乗じて得た額		Aに〇・〇一一を乗じて得た額		Aに〇・〇一四を乗じて得た額				Aに〇・〇一二を乗じて得た額	
	Aに〇・〇一六を乗じて得た額		Aに〇・〇一三を乗じて得た額		Aに〇・〇一六を乗じて得た額				Aに〇・〇一四を乗じて得た額	
	Aに〇・〇一七を乗じて得た額		Aに〇・〇一四を乗じて得た額		Aに〇・〇一七を乗じて得た額				Aに〇・〇一六を乗じて得た額	
	Aに〇・〇二を乗じて得た額		Aに〇・〇一六を乗じて得た額		Aに〇・〇二を乗じて得た額				Aに〇・〇一七を乗じて得た額	
			Aに〇・〇一七を乗じて得た額						Aに〇・〇二を乗じて得た額	
			Aに〇・〇二を乗じて得た額							